市　章

大津市公報

平　成　30　年　10　月　2　日
号　外　（第　60　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　津　市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目　　次

○ 規　　則
78　大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則……1

規　　則

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月２日

大津市長　越　　直　美

大津市規則第78号

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則（平成20年規則第80号）の一部を次のように改正する。

第４条の次に次の１条を加える。

（閲覧の請求）

第４条の２　書類の閲覧の請求は、閲覧しようとする書類に係る建築物、建築設備又は工作物の所在地を係員に明示して行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第５条第１項中「者」の次に「（次項及び第７条において「閲覧者」という。）」を加え、同条第２項中「書類を閲覧する者」を「閲覧者」に改める。

第８条中「（以下この章において「書類」という。）」を削り、同条第３号中「昭和25年建設省令第40号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「及び第５号に掲げる書類」を「に規定する建築計画概要書及び同項第５号に規定する処分等概要書」に改め、同条に次の４号を加える。

⑷　省令第11条の４第１項第２号に規定する築造計画概要書

⑸　省令第11条の４第１項第３号に規定する定期調査報告概要書

⑹　省令第11条の４第１項第４号に規定する定期検査報告概要書

⑺　省令第11条の４第１項第６号に規定する全体計画概要書

第９条の見出しを「（写しの交付の請求）」に改め、同条中「書類の写しの交付を受けようとする者」を「前条に規定する書類の写しの交付の請求」に、「しなければ」を「して行わなければ」に改め、同条第１号中「第３号」の次に「から第７号まで」を加える。

様式第１号中

「
□　建築計画概要書及び処分等概要書
□　建築基準法第６条第１項の規定による確認に係る台帳
」

を

「□　建築計画概要書及び処分等概要書
□　築造計画概要書　□　定期調査報告概要書
□　定期検査報告概要書　□　全体計画概要書
□　建築基準法第６条第１項の規定による確認に係る台帳」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条の次に１条を加える改正規定は、平成30年12月３日から施行する。